

乙金台区規約

第1章 総則

- 第1条 本区は、乙金台区(以下「区」という。)と称し、事務所を乙金台公民館に置く。
- 第2条 区は、大野城市乙金台区に居住する各世帯の住民(以下、「区民」という)をもって組織する。
- 第3条 区を細分して、これを「組」と称する。ただし、世帯数の増減により組織を増減することができる。
- 第4条 区は、区民の連帶・融和と活力に満ちた地域社会の形成を目指し、文化的で明るく住みよい町づくりを目的とする。
- 第5条 区は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行なう。
1. 区の福祉に関する事項
 2. 区の親睦に関する事項
 3. 区の保健衛生に関する事項
 4. 環境整備に関する事項
 5. 防犯活動に関する事項
 6. 公民館活動(公民館使用規程は別に定める。)に関する事項
 7. その他、第4条に規定する目標達成に必要な事業の実施

第2章 機関

- 第6条 区に次の機関をおく。
1. 総会
 2. 幹事会
- 第7条 総会は、区の最高決議機関であって、次の事項を決定する。
1. 役員改選に関する事項
 2. 規約改正に関する事項
 3. 事業計画に関する事項
 4. 予算、決算に関する事項
 5. その他の重要事項
- 第8条 総会は区長が招集する。
- 総会の招集にあたり、少なくとも開催日の10日前迄に、日時、場所及びその会議の目的たる事項を区民に通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。
1. 定期総会(毎年1回)
 - (1) 決算、事業実施報告承認及び予算、事業計画審議
 - (2) 区役員人事審議及び承認
 - (3) その他の重要事項

2. 臨時総会(区長、幹事会が必要と認めたとき、及び区民の3分の1以上の申し出があったとき)

第9条 総会は区民の2分の1以上の出席(委任状を含む。)がなければ開くことができない。

ただし、総会を再招集しても出席者(委任状を含む。)が2分の1に満たないときでも、5分の2以上の出席者により開会することができる。

第10条 総会の議長は、その都度出席者の中から選出する。

第11条 幹事会は、総会に次ぐ議決及び執行機関であって、区長、公民館主事、書記、会計、幹事をもって構成し、総会に諮るべき事項並びに次の事業を行い、その執行については連帯して責任を負うものとする。

1. 総会で決定された事項
2. 規約で定められた事業の執行
3. 簡易な事項及び緊急な事項で総会を招集することが困難なとき

第12条 幹事会は、次の場合区長が招集し、区長が議長となる。

1. 業務運営に関する事項
2. 幹事の3分の1以上の申し出があったとき
3. その他、区長が必要と認めたとき

第13条 幹事会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開会及び議決することができない。

議決時に賛否同数の場合は、区長の採決による。

第3章 役員

第14条 区に次の役員をおく。

- | | |
|---|-------------|
| 1. 区長：1名 | 2. 公民館主事：1名 |
| 3. 書記：1名 | 4. 会計：1名 |
| 5. 代表幹事：1名 | 6. 幹事：若干名 |
| 7. 監査：2名 | 8. 相談役：1名 |
| 9. 東コミ運営委員会・会長の輪番制のときは、別途次の役員を置くことができる。 | |
- ①会長(区長兼務)・・・1名
②副主事・・・1名
③書記・・・1名
④会計・・・1名

第15条 役員の任期は2年とし、当該年度の4月から翌々年の3月までとする。

ただし、留任は妨げない。

1. 区長の選考は、区長選考規程による。
2. 他の役員は、区長が推薦し、総会において承認を受けるものとする。

3. 役員に欠員を生じたときは、その補充を区長が選考の上推薦し、幹事会の承認を受け、直近の総会において報告する。
但し、補充役員の任期は、前任役員の残存期間とする。
 4. 役員は、任期満了後に於いても、次期役員が決定するまでの間は、その職務を引き続き執行するものとする。
- 第16条 区長は、区を代表し、公民館長を兼務し、業務の全てを統括する。
また、役員を総会の承認を得て委嘱する。
- 第17条 公民館主事は、区長及び館長を補佐し、区長及び館長に支障があるときは、その職務を代行する。
- 第18条 書記は、区及び公民館の事務を執り、諸会議の議事を記録し、書類を整理し保管する。
- 第19条 会計は、区及び公民館活動における出納保管業務、帳簿整理及び予算、決算書を作成する。
- 第20条 幹事は、区及び公民館事業全般の計画・実施に関与し意見を述べ、その実施について責任を分担する。
- 第21条 監査委員は総会で選出し、毎年度少なくとも1回は次の事項について監査を実施し、その結果を総会において報告しなければならない。
1. 業務の執行状況
 2. 財産の管理状況
 3. 予算の執行状況

第4章 区民の権利及び義務

- 第22条 区民は、規約にしたがって区の役員となり、または、区長を選考規程に従つて選考することができる。
また、役員の行動、区関係業務及び公民館業務の遂行・処理状況について、報告を求め意見を述べることができる。
- 第23条 区民は、所定の区費を納入しなければならない。

第5章 会計

- 第24条 区の経費は、次の収入をもって充てる。
1. 区費
 2. 臨時区費
 3. 寄付金
 4. 市補助金または市助成金
 5. その他の収入金

- 第25条 区費は、組長が徴収し会計に納入するものとする。
- 第26条 臨時区費は、特別に必要な場合に限り徴収することができる。
臨時区費の徴収にあたっては、総会の承認を得なければならない。
- 第27条 既納の区費は、月割計算にて残期間分を返還する。
(ただし、その月に1日でも居住した場合は1ヶ月とみなす)
- 第28条 予算及び決算については、総会の承認を得なければならぬ。
- 第29条 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 付則

- 第30条 本規則は、総会において3分の2以上の同意を得なければ改正することができない。
- 第31条 役員その他の手当については、乙金台区規約細則に定める。
- 第32条 各組に組長をおき、区及び公民館活動の補助業務を行なう。
- 第33条 役員が区及び公民館活動において必要な旅費或いは諸経費については、実費を支給することができる。
- 第34条 本規約の細則は、幹事会の議決で定める。
但し、経費に関するものは、総会の承認を得るものとする。
- 第35条 本規則は、平成2年4月15日より実施する。

昭和58年4月1日制定
平成2年4月15日改定
平成6年4月17日改定
平成14年4月7日改定
平成16年4月11日改定
平成19年4月8日改定